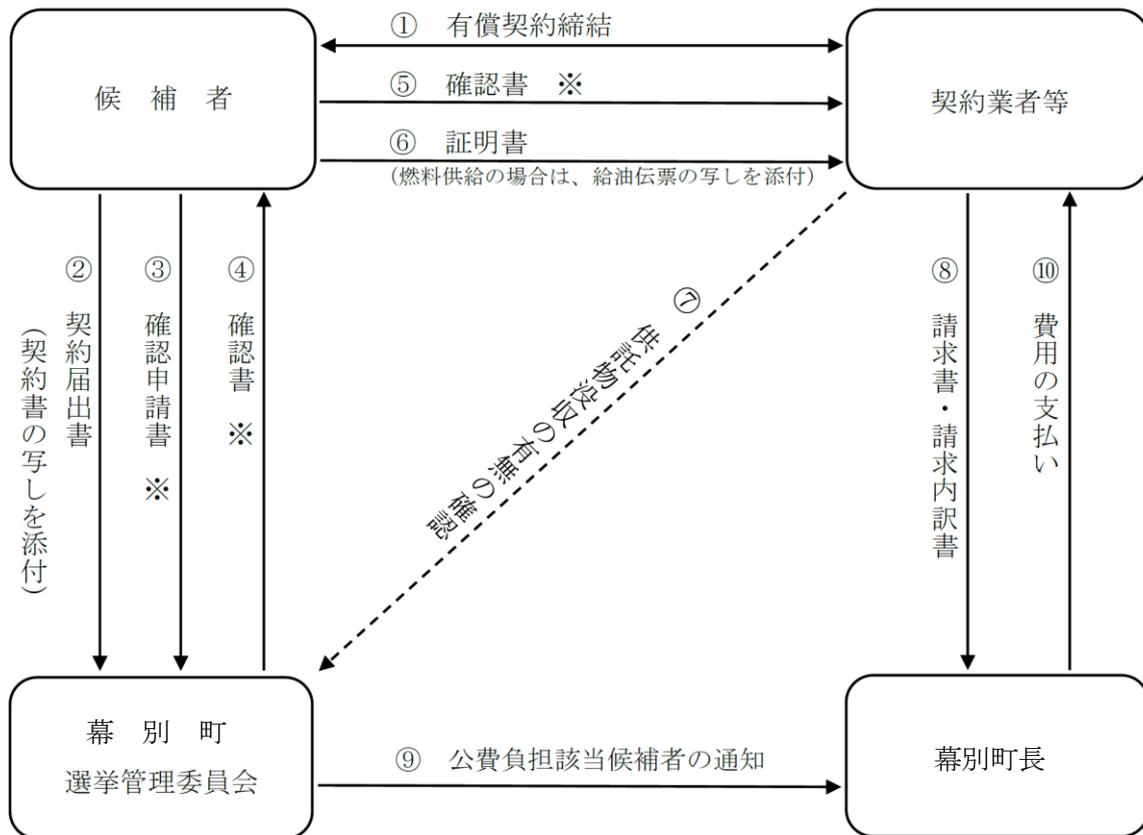


■選挙公営制度の手続きの流れ

【目次】

- 1-1 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー方式)…………… 1
- 1-2 選挙運動用自動車の使用(個別契約方式・自動車の借上げ)… 2
- 1-3 選挙運動用自動車の使用(個別契約方式・燃料の供給)………… 3
- 1-4 選挙運動用自動車の使用(個別契約方式・運転手の雇用)…… 5
- 2 選挙運動用ビラの作成…………… 6
- 3 選挙運動用ポスターの作成…………… 7

【選挙公営制度の手続 フローチャート】



※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要。

1-1 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー方式)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

番号 (注1)	手続の内容	必要書類	添付書類	手続期間
①	有償契約の締結(注2) (候補者↔契約業者等)	<u>契約書</u>		あらかじめ
②	①の契約の届出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第1号(その1)</u> (選挙運動用自動車の使用 の契約届出書)	①の <u>契約書</u> <u>の写し</u>	(注3)
⑥	使用証明書の提出 (候補者→契約業者等)	<u>様式第4号(その1)</u> (選挙運動用自動車使用証 明書(自動車))		請求前
⑧	請求書の提出(注4) (契約業者等→幕別町長)	<u>様式第7号(その1)</u> (請求書) <u>様式第7号(その1)別紙1</u> (請求内訳書)	⑥の <u>使用証</u> <u>明書</u>	選挙期日 後
⑩	支払い (幕別町長→契約業者等)			

(注1) 番号は、フローチャートの番号となります。

(注2) 生計を一とする親族との契約は、原則公費負担の対象となりません。

(注3) 契約の締結が立候補届出前の場合…立候補届出時
契約の締結が立候補届出後の場合…契約締結後ただちに

(注4) 幕別町長宛の請求書は、幕別町選挙管理委員会に提出してください。

- 個別契約方式との併用はできません。
- 選挙公営制度は、定額負担をする制度ではありませんので、契約業者等とは、適正な価格で契約を締結してください。
- 供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。

1-2 選挙運動用自動車の使用(個別契約方式・自動車の借上げ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約)

番号 (注1)	手続の内容	必要書類	添付書類	手続期間
①	有償契約の締結(注2) (候補者↔契約業者等)	<u>契約書</u>		あらかじめ
②	①の契約の届出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第1号(その1)</u> (選挙運動用自動車の使用 の契約届出書)	①の <u>契約書</u> <u>の写し</u>	(注3)
⑥	使用証明書の提出 (候補者→契約業者等)	<u>様式第4号(その1)</u> (選挙運動用自動車使用証 明書(自動車))		請求前
⑧	請求書の提出(注4) (契約業者等→幕別町長)	<u>様式第7号(その1)</u> (請求書) <u>様式第7号(その1)別紙2の1</u> (請求内訳書)	⑥の <u>使用証</u> <u>明書</u>	選挙期日 後
⑩	支払い (幕別町長→契約業者等)			

(注1) 番号は、フローチャートの番号となります。

(注2) 生計を一とする親族との契約は、原則公費負担の対象となりません。

(注3) 契約の締結が立候補届出前の場合…立候補届出時

契約の締結が立候補届出後の場合…契約締結後ただちに

(注4) 幕別町長宛の請求書は、幕別町選挙管理委員会に提出してください。

- ハイヤー方式との併用はできません。
- 選挙公営制度は、定額負担をする制度ではありませんので、契約業者等とは、適正な価格で契約を締結してください。
- 供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。

1-3 選挙運動用自動車の使用(個別契約方式・燃料の供給)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約)

番号 (注1)	手続の内容	必要書類	添付書類	手続期間
①	有償契約の締結 (候補者↔契約業者等)	<u>契約書</u>		あらかじめ
②	①の契約の届出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第1号(その1)</u> (選挙運動用自動車の使用 の契約届出書)	①の <u>契約書</u> <u>の写し</u>	(注2)
③	確認申請書の提出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第2号(その1)</u> (選挙運動用自動車燃料代 確認申請書)		請求前
④	確認書の交付 (幕別町選管→候補者)	様式第3号(その1) (選挙運動用自動車燃料代 確認書)		請求前
⑤	確認書の提出 (候補者→契約業者等)	様式第3号(その1) <u>(④の確認書)</u>		請求前
⑥	使用証明書の提出 (候補者→契約業者等)	<u>様式第4号(その2)</u> (選挙運動用自動車使用証 明書(燃料))	<u>給油伝票の</u> <u>写し(注4)</u>	請求前
⑧	請求書の提出(注3) (契約業者等→幕別町長)	<u>様式第7号(その1)</u> (請求書) <u>様式第7号(その1)別紙2の2</u> (請求内訳書)	⑤の <u>確認書</u> ⑥の <u>使用証</u> <u>明書</u> <u>給油伝票の</u> <u>写し</u>	選挙期日 後
⑩	支払い (幕別町長→契約業者等)			

(注1) 番号は、フローチャートの番号となります。

(注2) 契約の締結が立候補届出**前**の場合…立候補届出時

契約の締結が立候補届出**後**の場合…契約締結後ただちに

(注3) 幕別町長宛の請求書は、幕別町選挙管理委員会に提出してください。

(注4) 給油日、給油量、車番(4桁)、給油金額が記載されたもの。

- ハイヤー方式との併用はできません。
- 2社のガソリンスタンドで給油する場合は、2社それぞれ契約を締結する必要があります。この場合、2社の合計金額と上限額を比較して少ない方が公費負担額となります。
- 選挙公営制度は、定額負担をする制度ではありませんので、契約業者等とは、適正な価格で契約を締結してください。
- 供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。

1-4 選挙運動用自動車の使用(個別契約方式・運転手の雇用)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約)

番号 (注1)	手続の内容	必要書類	添付書類	手続期間
①	有償契約の締結(注2) (候補者↔運転手)	<u>契約書</u>		あらかじめ
②	①の契約の届出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第1号(その1)</u> (選挙運動用自動車の使用 の契約届出書)	①の <u>契約書</u> <u>の写し</u>	(注3)
⑥	使用証明書の提出 (候補者→運転手)	<u>様式第4号(その3)</u> (選挙運動用自動車使用証 明書(運転手))		請求前
⑧	請求書の提出(注4) (運転手→幕別町長)	<u>様式第7号(その1)</u> (請求書) <u>様式第7号(その1)別紙2の3</u> (請求内訳書)	⑥の <u>使用証</u> <u>明書</u>	選挙期日 後
⑩	支払い (幕別町長→運転手)			

(注1) 番号は、フローチャートの番号となります。

(注2) 法人との契約は、公費負担の対象となりません。

(注3) 契約の締結が立候補届出前の場合…立候補届出時
契約の締結が立候補届出後の場合…契約締結後ただちに

(注4) 幕別町長宛の請求書は、幕別町選挙管理委員会に提出してください。

- ハイヤー方式との併用はできません。
- 交代制で複数の運転手と契約している場合でも、1日1人のみが公費負担の対象となります。
- 選挙公営制度は、定額負担をする制度ではありませんので、契約業者等とは、適正な価格で契約を締結してください。
- 供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。

2 選挙運動用ビラの作成

番号 (注1)	手続の内容	必要書類	添付書類	手続期間
①	有償契約の締結 (候補者↔契約業者等)	<u>契約書</u>		あらかじめ
②	①の契約の届出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第1号(その2)</u> (選挙運動用ビラ作成契約届出書)	①の <u>契約書の写し</u>	(注2)
③	確認申請書の提出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第2号(その2)</u> (選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書)		請求前
④	確認書の交付 (幕別町選管→候補者)	様式第3号(その2) (選挙運動用ビラ作成枚数確認書)		請求前
⑤	確認書の提出 (候補者→契約業者等)	様式第3号(その2) <u>(④の確認書)</u>		請求前
⑥	作成証明書の提出 (候補者→契約業者等)	<u>様式第5号</u> (選挙運動用ビラ作成証明書)		請求前
⑧	請求書の提出(注3) (契約業者等→幕別町長)	<u>様式第7号(その2)</u> (請求書) <u>様式第7号(その2)別紙</u> (請求内訳書)	⑤の <u>確認書</u> ⑥の <u>作成証明書</u>	選挙期日後
⑩	支払い (幕別町長→契約業者等)			

(注1) 番号は、フローチャートの番号となります。

(注2) 契約の締結が立候補届出**前**の場合…立候補届出時
契約の締結が立候補届出**後**の場合…契約締結後ただちに

(注3) 幕別町長宛の請求書は、幕別町選挙管理委員会に提出してください。

- 選挙公営制度は、定額負担をする制度ではありませんので、契約業者等とは、適正な価格で契約を締結してください。
- 供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。

3 選挙運動用ポスターの作成

番号 (注1)	手続の内容	必要書類	添付書類	手続期間
①	有償契約の締結 (候補者↔契約業者等)	<u>契約書</u>		あらかじめ
②	①の契約の届出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第1号(その3)</u> (選挙運動用ポスター作成 契約届出書)	①の <u>契約書</u> <u>の写し</u>	(注2)
③	確認申請書の提出 (候補者→幕別町選管)	<u>様式第2号(その3)</u> (選挙運動用ポスター作成 枚数確認申請書)		請求前
④	確認書の交付 (幕別町選管→候補者)	様式第3号(その3) (選挙運動用ポスター作成 枚数確認書)		請求前
⑤	確認書の提出 (候補者→契約業者等)	様式第3号(その3) <u>(④の確認書)</u>		請求前
⑥	作成証明書の提出 (候補者→契約業者等)	<u>様式第6号</u> (選挙運動用ポスター作成 証明書)		請求前
⑧	請求書の提出(注3) (契約業者等→幕別町長)	<u>様式第7号(その3)</u> (請求書) <u>様式第7号(その3)別紙</u> (請求内訳書)	⑤の <u>確認書</u> ⑥の <u>作成証</u> <u>明書</u>	選挙期日 後
⑩	支払い (幕別町長→契約業者等)			

(注1) 番号は、フローチャートの番号となります。

(注2) 契約の締結が立候補届出**前**の場合…立候補届出時
契約の締結が立候補届出**後**の場合…契約締結後ただちに

(注3) 幕別町長宛の請求書は、幕別町選挙管理委員会に提出してください。

- 選挙公営制度は、定額負担をする制度ではありませんので、契約業者等とは、適正な価格で契約を締結してください。
- 供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。